

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書類〔建設工事〕提出要領

1. 入札参加資格

次の条件を全て満たす者が、当組合に入札参加資格審査を申請できます。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
 - ③ 当組合の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者
 - ④ 登録を希望する業種について、経営事項審査を受けている者
 - ⑤ 登録を希望する業種について、2名以上の技術者を有する者
- ※ 当組合構成市町（矢板市、さくら市、塩谷町及び高根沢町）の業者を除く。
- ⑥ 法人の申請者にあつては法人税、消費税、栃木県税及び当組合構成市町の市（町）税、個人の申請者にあつては申告所得税、消費税、栃木県税及び当組合構成市町の市（町）税に未納がないこと
 - ⑦ 以下に定める届出義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2. 受付期間

令和5年4月25日（火）から令和5年11月30日（木）まで

3. 受付方法

持参（土・日・休日を除く8時30分～17時15分）又は郵送（11月30日必着。当日消印は認めません。）

※ 郵送の場合は、申請封筒に「建設工事入札参加資格審査申請書類在中」と朱書きで明記してください。

4. 受付場所

〒329-1572 栃木県矢板市安沢3622番地1
塩谷広域行政組合総務課企画財政係

5. 有効期間

受付日から令和7年3月31日まで（令和5・6年度）

6. 提出書類

別表のとおり

※ 提出書類は、①～⑪を番号順に縦A4判フラットファイルに綴り、提出してください。(ファイルの色の指定はありません。)

7. その他

- (1) 有効期間中の登録工種の追加はできません。
- (2) 申請書提出後に記載事項の変更が生じた場合、速やかに変更届(当組合様式：下記ホームページからダウンロード可)及び必要書類を追加提出してください。
- (3) 新しい審査基準日の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」が交付された場合は、その写しを提出してください。なお、有効期限が過ぎると建設業法の規定により入札や契約ができません。

8. 申請書の取扱い先

〒329-1572 栃木県矢板市安沢3622番地1

塩谷広域行政組合総務課企画財政係

TEL 0287-48-2066

組合ホームページアドレス <http://www.shioyakouiki.or.jp/>

9. 塩谷広域行政組合一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請〔建設工事〕における社会保険等未加入対策について

建設業者の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下、「社会保険等」という。)への加入について、国土交通省は、平成24年度から加入義務のある許可業者が100%社会保険等に加入することを目指して対策を進めています。

当組合においても、公平で健全な競争環境の構築を図る観点から、社会保険等の加入を入札参加資格条件に加えております。

※1 入札参加資格の制限を受ける事業者について

入札参加資格の制限を受ける事業者は、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険」のいずれも又はいずれかが「加入なし」の事業者です。

「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険」いずれも「加入あり」又は「適用除外」である場合は問題ありません。

※2 社会保険等の加入状況の確認方法について

社会保険等の加入状況は、入札参加資格審査申請の際に添付していただく「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」により確認します。なお、同通知書の発行後に社会保険等に加入した場合は、社会保険等に加入し

たことを証明する書類（保険料の納入に係る領収書の写し、保険料の納入証明書
の写し等）を併せて添付してください。

別表 [建設工事に係る申請書類]

No.	書類の名称	様式	備考
①	一般競争（指名競争）入札参加資格 審査申請書 [建設工事]	当組合様式 （様式1）	当組合の記載例に基づき記入すること。
②	委任状	当組合様式 （様式2）	年間を通じて取引に関する権限を受任する者を置いている場合のみ提出すること。
③	使用印鑑届	当組合様式 （様式3）	入札、契約等について、代表者印（受任者印）以外の印鑑を使用する場合のみ提出すること。
④	工事経歴書	任意	申請日直前の1営業年度分直近に建設業許可行政庁へ提出したものの写し可。
⑤	商業の登記事項証明書（写し可） ※申請日直前3か月以内に発行されたもの	発行官庁の様式	法人のみ提出すること。
⑥	地方税の納税証明書（写し可） ※申請日直前3か月以内に発行されたもの	発行官庁の様式	<p>栃木県内に本・支店又は営業所を有する者のみ提出すること。</p> <p>(1) <u>栃木県に本・支店又は営業所を有する者</u> ① 県税に係る全税目の納税証明書 ※完納証明書でも可</p> <p>(2) <u>構成市町（矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町）に本・支店又は営業所を有する者</u> ① 県税に係る全税目の納税証明書 ② 市税・町税に係る全税目の納税証明書 ※完納証明書でも可</p>
⑦	税務署発行の納税証明書（写し可） ※申請日直前3か月以内に発行されたもの	発行官庁の様式	<p>(1) 法人 ① 法人税及び消費税の納税証明書 様式：その3又はその3の3</p> <p>(2) 個人 ① 申告所得税及び消費税の納税証明書 様式：その3又はその3の2 ※納付すべき税額がない場合や消費税に係る免税業者も提出すること。</p>

⑧	建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可）	協会様式	加入している場合のみ提出すること。
⑨	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（写し可）	発行官庁の様式	申請日現在有効な通知書（最新のもの）を提出すること。
⑩	技術職員名簿（写し可）	経営事項審査申請時のもの	構成市町（矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町）に本・支店又は営業所を有する者のみ提出すること。
⑪	栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書（写し可）	栃木県様式	栃木県に入札参加資格の登録を行っている場合のみ提出すること。 申請日現在有効な通知書を提出すること。
⑫	返信用封筒	定型 長型3号	宛先を記入し、84円切手を貼付すること。受付票送付及び不足書類等連絡に使用。

※⑥について添付もれが多く見られますので、確認のうえ提出してください。